

# 京都府最低賃金のお知らせ

\*\*\*\*\* 京都府最低賃金額の改正について \*\*\*\*\*

京都府最低賃金(地域別最低賃金)は現行時間額686円を14円引き上げ700円に平成19年10月25日より改正することになりました。

京都府最低賃金	適用対象	現行(改正)金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	700円

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(パートタイマー・アルバイト等を含む)を使用することはできません。

## 除外賃金

最低賃金には次の賃金は参入されません。  
精・皆勤手当、通勤手当、家族手当  
時間外・休日及び深夜手当  
臨時に支払われる賃金  
1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室(電話075-241-3215)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

京都府産業別最低賃金額の改正は平成19年12月21日から改正になります。

業種	区分	改正金額
金属製品製造業	時間額	811円
一般機械器具製造業	時間額	815円
電気機械器具製造業	時間額	801円
輸送機械器具製造業	時間額	812円
各種商品小売業	時間額	758円

印刷業、自動車(新車)小売業、自動車小売業の3業種については現行のままです。